

平成 25 年度

個別外部監査報告書の概要

神奈川県内広域水道企業団個別外部監査人

目 次

第 1 監査の概要	5
1. 監査の種類	5
2. 監査の対象	5
3. 監査対象年度	5
4. 個別外部監査の方法	5
(1) 監査の視点	5
(2) 実施した主な監査手続	5
5. 監査従事者	6
(1) 個別外部監査人	6
(2) 個別外部監査人補助者	6
6. 監査実施期間	6
7. 利害関係	6
第 2 監査の結果及び意見	7
1. 組織、人事、労務管理等について	7
(1) 5 か年事業計画における職員計画の見直しの必要性について	7
(2) 交替制勤務手当について	7
(3) 住居手当について	7
(4) 研修体制について	7
(5) 第 2 種電気主任技術者資格取得の支援について	8
(6) 議員報酬について	8
2. 契約事務について	9
(1) 契約検査課を経由する契約	9
(2) 契約検査課を経由しない契約	9
① 特名理由書の作成について	9
3. 会計処理について	11
(1) 新しい地方公営企業会計基準への対応	11
(2) 修繕引当金	11
(3) 退職給与引当金	11
(4) 神奈川広域水道サービス株式会社の株式譲渡について	11
(5) その他引当金・PCB 処理費用について	12

4. 財政状況について.....	13
(1) 30～40年の中長期における財政収支の検討.....	13
(2) 更新需要等に備えた資金留保のあり方.....	13
5. 資産管理について.....	14
(1) 情報の収集・整理・データベース化.....	14
(2) 水道施設の診断と評価.....	14
(3) 未利用・低利用資産.....	15
(4) 公舎の利用について.....	15
(5) 丹沢荘のあり方について.....	15
(6) アセットマネジメントの導入に向けて.....	16
① 「必要情報の整備」における必要情報の収集・整理について.....	16
② 「必要情報の整備」におけるデータベース化について.....	16
③ 「マクロマネジメントの実施」における財政収支見通しの検討について... 16	16
6. 危機管理体制について.....	18
(1) 危機管理対策計画について.....	18
① 災害に強い非常用予備電源設備の構築.....	18
(2) 原水・浄水の相互融通体制の構築について.....	18
① 構成団体施設との連携について.....	18
② 他系統からのバックアップができない地点について.....	18
(3) 地震、津波、液状化被害等に対する対策について.....	19
① 管路.....	19
② 他団体との協力体制について.....	19
③ 民間業者との協力体制について.....	19
④ 応援団体との緊急時合同訓練について.....	19
⑤ 民間業者との緊急時合同訓練について.....	20
(4) 火山灰の降灰について.....	20
(5) 施設耐震化事業基本計画について.....	20
① 施設耐震化事業基本計画の現状について.....	20
② 耐震化率について.....	20
(6) 管路等保全対策.....	21
① 老朽度調査の実施と管路更新の必要性に関する検討.....	21
② 導水管及び管補修資材等の備蓄について.....	21
7. システム関係について.....	22
(1) 情報システムを統括する組織について.....	22
(2) 情報セキュリティ実施手順について.....	22
(3) 情報資産の分類について.....	22

8. 神奈川広域水道サービス株式会社について.....	24
(1) 組織、人事について.....	24
① 住居手当の見直しについて.....	24
② 監査役の監査について.....	24
(2) 契約事務について.....	24
① 契約規程の整備について.....	24
② 契約台帳の作成について.....	25
(3) 出納管理・会計処理について.....	25
① 預金管理について.....	25
② 部門別損益表について.....	25
(4) 資産管理について.....	26

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 41 第 1 項に規定する長からの要求に係る個別外部監査

2. 監査の対象

神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）及び出資団体における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3. 監査対象年度

平成 24 年度（但し、必要に応じて過年度及び平成 25 年度についても対象とした。）

4. 個別外部監査の方法

(1) 監査の視点

企業団及び出資団体における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の諸点に留意し、経済性、効率性及び有効性の観点を重視して監査を実施した。

- ① 関係法令に基づき適正に行われているかどうか。
- ② 法第 2 条第 14 項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を求めて行われているか。
- ③ 法第 2 条第 15 項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、次のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取（前回の個別外部監査の指摘事項の改善状況含む）
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

5. 監査従事者

(1) 個別外部監査人

川越 靖彦 公認会計士

(2) 個別外部監査人補助者

大和 哲夫 公認会計士

種村 隆 公認会計士

大坪 秀憲 公認会計士

田中 淳 公認会計士

小椋 健一 公認会計士

山口 裕司 公認会計士

谷越 隆秀 公認会計士

能登 景子 公認会計士

岡部 覚 公認情報システム監査人

6. 監査実施期間

平成 25 年 7 月 25 日から平成 25 年 12 月 20 日まで

7. 利害関係

神奈川県内広域水道企業団と個別外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

第2 監査の結果及び意見

1. 組織、人事、労務管理等について

(1) 5か年事業計画における職員計画の見直しの必要性について

【意見】

企業団は、平成22年12月に「かながわの水道用水供給5か年事業計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定している。

東日本大震災の発生を機に、5か年事業計画の策定時には想定されていなかった防災や危機管理が今後の重点的な施策として位置づけられ、計画的な更新や修繕、県内水道システムの再構築への対応等が新たな施策となったが、これを達成するために必要な体制の見直しはなされていない。

東日本大震災の発生後、企業団の事業環境が変化したことにより、重点施策も変化しており、安心安全な水を安定的に供給するという企業団の使命を達成し続けるべく、今後の施策の実行のために各部門の人員計画について検討されたい。

(2) 交替制勤務手当について

【意見】

特殊勤務手当のうち、交替制勤務手当については、深夜帯に勤務した場合に法定割増分として支給される夜間勤務手当を考慮すると、その意義は小さいと考えられる。一方で、国及び一部の構成団体においては、同様の手当が支給されていることから、企業団においては、他団体の動向に注視しつつ運用するとしている。

交替制勤務手当の取扱いについては、引き続き国及び構成団体の動向を見て、そのあり方を検討されたい。

(3) 住居手当について

【意見】

自宅住居を所有する者に対する恒久的な手当廃止について、構成団体のうち、神奈川県と横浜市が廃止したことから、平成25年8月に労働組合に対して廃止提案を行い、交渉中という状況になっている。

労働組合との協議を進め、早期に結論を出されたい。

(4) 研修体制について

【意見】

平成25年度において、知識及び技術力不足を遠因とする重大事故が発生している。これは、これまでの研修の体制ないし方法では事故を防止できなかったという事実でもある。再任用職員の任務も、現役時代の業務の安定遂行が主となっており、現役世代職

員への技術の継承や若手職員の育成については、企業団が期待する役割を果たせていない状況となっている。

経験豊富な職員が持つノウハウ及びリスク管理手法を現役世代職員に確実に継承することは、安心安全な水を供給するという企業団の使命達成のためには欠かせないものである。そのため、実効性ある研修を提供するために、計画的に研修を一元管理する組織の設置や経験豊富な職員が具体的な仕事を通じて若手職員を育成する職場研修（OJT）の推進を検討されたい。

(5) 第2種電気主任技術者資格取得の支援について

【意見】

平成25年10月現在、第2種電気主任技術者の資格を取得している職員は複数名いるが、課長補佐以上の職にある者は2名（うち1名は平成25年度で定年退職）しかいない状況である。

第2種電気主任技術者の資格取得については、試験によることのほか、電気事業法の規定において第3種電気主任技術者の免状を取得してから、特別高圧で受電している電気設備の維持管理に関して5年以上の実務経験があれば免状の申請ができることとなっている。

また、これまで第3種電気主任技術者の資格取得を進めるため、内部研修の一環として模擬試験を作成して実施してきているが、今後はより効果的に多くの職員が資格取得できる取組みが必要となっている。

課長補佐職以上の職にある第2種電気主任技術者を確保するために、内部研修のほか、民間等の外部機関の講習会等も活用し、第2種及び第3種電気主任技術者の資格所得者数の増加を図られたい。

(6) 議員報酬について

【意見】

議長、副議長、議員、委員長及び副委員長の報酬は、月額報酬により支給されている。その支給水準について、構成団体のうち神奈川県では、行政委員の報酬を勤務実態に合致させる目的等から月額支給から日額支給に変更している。さらに、他の類似団体においては、委員長等の役職加給は支給されていない。

議長、副議長、議員、委員長及び副委員長の報酬水準については、他の類似団体における議員等の活動実態を調査のうえ、検討されたい。

2. 契約事務について

(1) 契約検査課を経由する契約

【意見】

平成 24 年度の執行状況では、条件付き一般競争入札の比率が 64.4%、随意契約(2号)の比率が 29.5%、随意契約(5号)の比率が 4.7%、その他の契約の比率が 1.4%となっている。一方、各契約の落札率は、条件付き一般競争入札が 87.6%、随意契約(2号)が 98.8%、随意契約(5号)が 99.6%、その他の契約が 89.4%となっており、随意契約(2号)及び随意契約(5号)の落札率が高くなっている。

安定的な水道水の供給を行うと同時に、効率的な業務運営を図りつつコスト削減も一方で図る必要がある中で、緊急を要する場合を除き業務に精通した業者を選定しつつ競争原理を取り入れてコスト削減を図る必要があるが、そのための手段として今後、随意契約(事前公募方式)の割合を増やしていくことが望まれる。

随意契約(事前公募方式)は、専門的知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者と随意契約により契約を締結する場合に、事前に案件に係る業務の実施に必要な要件を公表して、契約締結を予定している者以外に当該業務を実施することができる者の有無を確認し、もって随意契約の透明性を図るために平成23年度より試行導入されているが、平成24年度の試行実績は12件と同制度が有効に活用されていない状況である。今後、試行件数・試行範囲を拡大して当該方式による随意契約の割合を増やしていくことが望まれる。

(2) 契約検査課を経由しない契約

① 特名理由書の作成について

【意見】

随意契約の締結にあたり、契約規程及び契約規程の運用基準に準拠して各課で決裁を行ったうえで契約締結が実施されているが、その際に、課によっては随意契約に該当するため特名理由書を作成している部署と、契約規程及び契約規程の運用基準に準拠して特名理由書を作成していない部署が混在していた。

見積合せ(複数社)を実施しない随意契約については、随意契約の性質上、契約の透明性を担保するために特名理由書を作成することが望まれる。また、当該趣旨から契約規程の運用基準第 33 条で特名理由の付記は(1)～(3)に限定されているが、(9)についても特名理由を付記するように運用基準を改正することが望まれる。

<参考>

契約規程の運用基準第 33 条

随意契約を締結しようとするときは、価格の公正と適正を期すため、原則として 2 人(社)以上の者から見積書を徴収するものであるが、次に掲げる場合は 1 人(社)

からの見積書の徴収をもって足りるものとする。

なお、(1)から(3)に該当するものは、その理由を同等に付記することによって明らかにしておくものとする。

- (1) 1人（社）の専有する物品の購入又は修繕
- (2) 急施を要し他の営業者から見積書を徴収する暇のないとき
- (3) 見積書の提出を依頼しても他に提出者のないとき
- (4)～(8) 省略
- (9) その他契約権者が1人（社）からの見積書の徴収をもって足りると認めるとき

3. 会計処理について

(1) 新しい地方公営企業会計基準への対応

【意見】

企業団では、平成 26 年度より適用される新しい地方公営企業会計基準に対応すべく準備を進めている状況にあるが、今回の改正は企業団の経営・財務に大きな影響を及ぼすものと考えられる。特に減損会計、リース、引当金は新たな会計基準として導入されるものであり、適切な会計処理を行うため、規程類等の整備も含め漏れのないよう慎重な対応が望まれる。

(2) 修繕引当金

【意見】

現行の会計処理は企業団の「修繕引当金取扱要領」に基づき処理されているが、今後は地方公営企業会計制度の見直しに伴い、新基準においては従来の考え方に基づく修繕引当金の計上が原則として認められてない。

企業団では従前の修繕引当金について、新基準の趣旨を踏まえ新基準適用時に全額取り崩す予定である。したがって、平成 26 年度以降は、予算を超過するような突発的な修繕工事等が必要となる場合に、引当金の取り崩しによる対応はできない。

このことが、企業団の資金面と損益面の双方に対し影響を及ぼすことがあることを念頭においた上で、予算設定や資金面における安全性の維持についての検討が望まれる。

(3) 退職給与引当金

【意見】

退職金は賃金の後払い的な性格を有しており、その費用を将来年度に負担させることは望ましくないと考えられるが、平成 24 年度末における在籍者全員が退職したと仮定した場合の要支給額は 3,978 百万円であり、これに対する退職給与引当金計上額は 265 百万円と大幅に不足している状況にある。

新基準では退職給付引当金の計上が義務化されることから、新基準が適用される平成 26 年度以降においてかかる計上不足額は解消されることが考えられる。ただし、平成 26 年度以降は新基準に基づく退職給付引当金の計上のため、自己都合要支給額の個人別計算など適切に退職給付引当金を計上するための体制整備が望まれる。

(4) 神奈川広域水道サービス株式会社の株式譲渡について

【意見】

純資産をベースとして試算した神奈川広域水道サービス株式会社（以下「水道サービス(株)」という。）の株式 300 株の価値 27,428 千円に対し、実際の譲渡金額は 2 社で計 15,000 千円と差がある。企業団顧問弁護士の見解を踏まえ、ある程度価格を抑える

ことにより公募に対する民間企業の参加意欲を引き出すとともに、株式の譲受人がとるべきリスクも加味したうえでの合意された価格として譲渡が行われているが、企業団にとって株式は重要な財産の 1 つであり、企業団の事業運営にも影響を与えると考えられる。水道サービス(株)の株式評価をより厳密に行い、それでもなお株式評価額に基づかない価格で処分する場合において、その価格によることとした算定根拠を明確にすることが望まれる。

また、水道サービス(株)の株式譲渡に関して補正予算が行われたが、実際の譲渡が平成 24 年 6 月であったことから、平成 24 年 7 月の議会に対しては結果的に事後報告となった。株式は企業団の重要な財産の 1 つであり、企業団の事業運営にも影響を与えることから、株式の取得や処分にあたっては議会への事前の報告が望まれる。

(5) その他引当金・PCB 処理費用について

【意見】

PCB 処理費用については、新基準の適用を踏まえ、今後引当金として計上すべきかどうか検討する必要があると考えられる。またそれ以外にも、現時点で支出がなくとも、引当金の要件を満たすような項目・事象がないかどうか、網羅的な把握・調査の実施について検討が必要である。

4. 財政状況について

(1) 30～40 年の中長期における財政収支の検討

【意見】

企業団の収支の検討は、「かながわの水道用水供給 5 か年事業計画」や、企業団のあるべき姿（将来像）を検討したうえで、目標の実現化方策を示した 10 年単位の「かながわの水道用水供給ビジョン」が作成され行われているが、将来の目標を数値として可視化させた 30～40 年の中長期の財政収支計画は作成されていない。

30～40 年の財政収支計画を目標数値として可視化させるためには、設備の更新需要見通しを可視化させ、当該更新需要に見合った財政収支を検討することが望ましい。

なお、これら一連の検討にあたっては、長期的な視点から水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的、効果的かつ組織的に水道施設を管理運営しようとする活動である、アセットマネジメントの実践が有効である。

(2) 更新需要等に備えた資金留保のあり方

【意見】

現状では、5 年間の財政収支計画に基づいて、資金収支ベースにより財政計画期間内の料金算定が行われているため、本来、将来の更新需要等に備えて内部留保すべき減価償却費相当額の資金が企業債の償還等に充当されており、将来の更新需要等に備えた資金留保が十分に行われていない。現状、施設の中には法定耐用年数に達しているものもあり、今後、施設の更新や維持管理を重点的に進めていくことが課題となっている企業団にとって、将来の更新需要等に備えた資金留保を行うことは、将来にわたり水道水の安定的な供給を継続していく上からも重要な検討事項である。

将来の更新需要等に備えた資金留保を行うためには、将来の更新需要等を正確に把握することがまず必要となるが、更新需要等の正確な把握は、長期的な視点から水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的、効果的かつ組織的に水道施設を管理運営しようとする活動である、アセットマネジメントの実践により行うことが有効である。

5. 資産管理について

(1) 情報の収集・整理・データベース化

【意見】

企業団の資産管理データである修繕補修記録、更新記録、固定資産台帳は、それぞれ別個に記録・管理されており、必要に応じて相互に参照されてはいるものの、有機的に紐付けされず一体運用されている状況にはない。

修繕補修記録、更新記録には、水道施設の運転管理や点検調査の結果や水道施設の診断結果が記録されており、また、固定資産台帳には、個別名称、取得価額等が記載されており、それらの調査結果等は水道施設の更新需要見通しの検討のための基礎資料となるだけでなく、財政収支見通しの検討のための基礎資料ともなる。

上述のように、企業団の資産管理データである修繕補修記録、更新記録、固定資産台帳は、企業団の技術部門、会計部門において共通して活用されるべきデータであることから、今後はこれらのデータを有機的に紐付けし一体運用を検討していくことが望まれる。

(2) 水道施設の診断と評価

【意見】

従来、構造物及び設備の機能診断^(※)は個々の施設で実施され、経験豊富な職員が有する施設の状態に応じた対応策に関するノウハウについて、日常業務を通じて若手職員に直接的に伝えられていた。更に、課題を伴う事項については、それらを技術的見地から審査する技術検討会議で検討されているが、機能診断に関する全ての情報が企業団全体で一元管理されていない。

従来のように、経験豊富な職員から若手職員に対し、施設の状態に応じた対応策に関するノウハウについて、日常業務を通じて直接的に伝え、現場において技術継承が円滑に行われていた状況下においては、個々の施設において実施される機能診断は有効に機能していたものと思われる。

しかしながら、経験豊富ないわゆる団塊世代の職員の退職や、経営改革に伴う人員削減が進んでいる現在の状況下においては、経験豊富な職員と若手職員との接点が少なくなり、経験豊富な職員が持つノウハウが、若手職員に十分に伝わっていない可能性がある。したがって、現在の状況下においては、ノウハウを人から人へ属人的に伝えるだけでなく、客観的かつ体系的なデータとして収集し整理していくことが望まれる。

具体的には、機能診断の結果を企業団で一元管理できるように情報管理データベースを構築し、企業団全体で情報共有していくことや、更には、近年開発されている、ビッグデータを活用した水道インフラの維持管理手法の導入についても検討を進めることが望まれる。

※ 機能診断とは、日々の点検等で得られる電流や圧力等のデータを集計・分析した

上で補修時期を見極めることである。

(3) 未利用・低利用資産

【意見】

平成 25 年 3 月末において、企業団には未利用地（20,325.15 m²）が 753,143 千円（帳簿価額）ある。なお、土地以外の未利用資産はない。

当該未利用地のうち、松田職員公舎用地については、住宅用地として売買交渉中である。

一方、相模原管理公舎跡地、独身寮跡地、相模原浄水場用地、綾瀬浄水場用地、社家ポンプ場用地については、地下に導・送水管が埋設されていること、市街化調整区域であることによる用途規制、環境アセスメント保存緑地であること等の理由により、売買等が困難な状況にある。

しかしながら、過去に企業団において、同様な土地を地元自治体に行政資産使用許可を行いテニスコートとして利用している実績もあることから、水道水の供給に支障が生じない範囲での有効活用を検討することが望ましい。

(4) 公舎の利用について

【意見】

平成 25 年 3 月末において、企業団には職員向けに西長沢公舎と矢指公舎があるが、西長沢公舎の入居率が 37.5%、矢指公舎の入居率が 43.7%であり、2 か所の合計入居率が 40.6%と 50%を下回る状況にあり、有効活用されているとは言い難い状況にある。

西長沢公舎については平成 26 年度末で廃止が予定されているが、矢指公舎については、継続使用をするか廃止をするかの選択を含めて、今後の有効活用策を検討することが望ましい。

(5) 丹沢荘のあり方について

【意見】

丹沢荘は水没する地区住民の里帰り施設として、また、企業団とその構成団体の職員研修や福利厚生のための施設として建設されたが、近年の利用状況を見てみると、一般利用者が 80%前後を占めており、建設当初に意図されていた役割とは異なる状況にある。

水道サービス(株)による集客強化やコスト削減等の営業努力の結果、水道サービス(株)における宿泊施設運営事業は黒字化しているが、企業団における丹沢荘に係る減価償却費及び国有資産等所在市町村交付金などの費用と、水道サービス(株)における丹沢荘に係る費用を一体として考えた場合には、収支は依然として赤字となっている。

また、料金設定について、水没する地区住民の里帰り、企業団とその構成団体の職員研修や福利厚生のために、周辺の宿泊施設よりも割安な設定となっていることは理解で

きる。しかしながら、利用客の大部分を占める一般利用者に対して、前述の里帰り住民等に対する料金よりは高いとはいえ、周辺の宿泊施設よりも割安な料金設定を行っていることについては、再考の余地があると思われる。

企業団としては、水源地域振興への役割及び建設時の趣旨を踏まえながら、丹沢荘に係る収支の状況を注視するとともに、一般利用者に対する料金設定について水道サービス(株)を交えて検討することが望まれる。

(6) アセットマネジメントの導入に向けて

【意見】

企業団の「管路の老朽度調査及び保全計画」では、管路整備は多額の事業費を要することが想定されるため、アセットマネジメントの導入が今後の課題であるとされている。

平成 21 年に厚生労働省により公表された「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き～中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保～」(以下「ガイドライン」という。)によれば、アセットマネジメントは、①必要情報の整備、②ミクロマネジメントの実施、③マクロマネジメントの実施及び④更新需要・財政収支見通しの活用の 4 つの要素で構成される。実践にあたっては、適宜進捗管理を行いながら、これら各構成要素が有機的に連結した仕組みを構築していくことが必要であるとされている。

企業団においては、アセットマネジメントの 4 つの要素の中で、以下の事項について検討すべき課題が散見される。

① 「必要情報の整備」における必要情報の収集・整理について

企業団の資産管理データである修繕補修記録、更新記録、固定資産台帳は、それぞれ別個に記録・管理されており、必要に応じて相互に参照されてはいるものの、有機的に紐付けされず一体運用されている状況にはないことから、データ収集・整理のための管理方法の改善を検討することが望まれる。さらに、将来的にはデータの有効性を高めるため、資産の再取得価額に関する情報についても入手することが望ましい。

② 「必要情報の整備」におけるデータベース化について

企業団においては、日常的活動において収集・整理された機能診断に関する全ての情報が企業団全体で一元管理出来ていないことから、情報管理データベースを構築し、機能診断に関する全ての情報を企業団全体で一元管理することが望ましい。

③ 「マクロマネジメントの実施」における財政収支見通しの検討について

企業団においては、将来の目標を数値として可視化させた 30～40 年の中期の財政収支計画が作成されていない。財政収支計画を目標数値として可視化させるためには、今後 30～40 年の設備の更新需要見通しを可視化させ、事業の財政状態を把握した上で

当該更新需要に見合った財政収支を検討することが望ましい。

今後、アセットマネジメントを導入する際には、上記の課題を中心に検討を進められたい。

6. 危機管理体制について

(1) 危機管理対策計画について

① 災害に強い非常用予備電源設備の構築

【意見】

停電により、飯泉取水管理事務所及び相模原ポンプ場からの導水が不可能となった場合は、平成 24 年度に増設した社家取水管理事務所の伊勢原系導水ポンプ、平成 25 年度に完成した相模湖系導水連絡管等を活用し、必要な原水を確保することとしている。

しかし、相模原ポンプ場が停止した場合には、水系間の融通を行ったとしても相模原浄水場での原水の不足が見込まれている。これに対応するため、企業団では既設よりも小規模な導水ポンプ、及びこれに係る非常用発電設備を相模原ポンプ場に設置することを、次期 5 か年（平成 28 年度～平成 32 年度）事業計画以降に反映することを検討しているが、現時点では具体的な計画は定められていない。

停電時等における原水の不足は、水道利用者に及ぼす影響が大きいことから、相模原ポンプ場の非常用予備電源設備の設置については、早急に検討を行うことが望まれる。

(2) 原水・浄水の相互融通体制の構築について

① 構成団体施設との連携について

【意見】

構成団体との間で行われる緊急的水運用に伴う費用負担の考え方については、「緊急時における水道用水の安定供給のための相互協力に関する協定書」では明示されていない。現在、関係事業者間で協議・調整を進めており、平成 25 年度内を目標に調整を図る予定である。

構成団体との間で行われる緊急的水運用に伴う費用負担については、今後の円滑な運用のため、費用負担方法を明確化することが望ましい。

② 他系統からのバックアップができない地点について

【意見】

現在、企業団では外部の有識者も交えて「管路整備基本構想」の策定に向けて検討を行っている。検討の中でバックアップができない地点の洗い出しを行い、必要とされるバックアップルートの構築を計画していくこととしている。しかしながら、「管路整備基本構想」の策定は平成 27 年度の予定とされている。

他系統からのバックアップができないことは、浄水場の処理が停止した場合に水道利用者に多大な影響を及ぼすこととなる。また、老朽化した管路の更新が行えないなどの深刻な問題を生じさせている。将来にわたり安定供給可能となる「管路整備基本構想」を十分な検討を踏まえて可能な限り早期に策定し、当該基本構想に沿った着実な実行を図られたい。

(3) 地震、津波、液状化被害等に対する対策について

① 管路

【意見】

現在、企業団では、大規模な地震の際に漏水が懸念される 21 箇所の伸縮可撓管に対して内面バンドを設置することを検討している。しかし、内面バンドの設置を行うには、飯泉地点からの取水・導水を停止する必要があるため、構成団体や関係機関との協議を行い、実施時期を調整している段階である。

漏水が起きた場合には、用水供給の継続に深刻な影響を与えることから、大規模な地震の際に漏水が懸念される 21 箇所の伸縮可撓管については、関係団体と調整を行いながら、早期に漏水防止対策を図られたい。

② 他団体との協力体制について

【意見】

災害時の協力団体である阪神水道企業団及び静岡県大井川広域水道企業団とは、「相互応援実行計画書（応急給水編）」を締結し、応急給水における具体的な行動を取り決めている。しかし、応急復旧については「相互応援実行計画書」に具体的な行動の取決めを取り込むための協議を継続している状況である。

災害時の協力団体である、阪神水道企業団及び静岡県大井川広域水道企業団とは、応急復旧時の具体的な行動の取決めを早急に行うことが望まれる。

③ 民間業者との協力体制について

【意見】

緊急時において、資材供給や復旧工事の協力を得る予定をしている民間業者と、企業団が連携して行う作業については、現状では行動指針となるマニュアル等が作成されていない。

緊急時において、資材供給や復旧工事の迅速な協力を得ることができるよう、協力を得る予定をしている民間業者とは、緊急時における具体的な行動の取決めを行うことを検討されたい。

④ 応援団体との緊急時合同訓練について

【意見】

災害時の協力団体である阪神水道企業団及び静岡県大井川広域水道企業団とは、応急復旧にかかる訓練は現在のところ計画されていない。

緊急時において、応援団体から応急復旧の協力を迅速に得るため、応急復旧にかかる訓練を実施することを検討されたい。

⑤ 民間業者との緊急時合同訓練について

【意見】

緊急時において資材等の供給や復旧工事の協力を得ることについて、協定を締結している民間業者との緊急時合同訓練は実施されていない。

緊急時において資材供給や復旧工事の協力を迅速に得ることができるように、協定を締結している民間業者との緊急時合同訓練を実施することを検討されたい。

(4) 火山灰の降灰について

【意見】

平成 25 年度下半期に、降灰による企業団施設への影響調査を始めた段階であり、現時点では火山灰の降灰に対する具体的な対応策や、予算計上等は検討されていない。

火山灰の降灰は、用水供給に影響を与える可能性があると考えられることから、必要な対策や、予算の計上などを早期に検討していくべきである。

(5) 施設耐震化事業基本計画について

① 施設耐震化事業基本計画の現状について

【意見】

国庫補助金の補助採択期間は、施設耐震化事業基本計画の原案に基づき、平成 21 年度から平成 32 年度とされていた。しかし、原案の修正により、耐震化の実施が平成 34 年度及び平成 35 年度とされた有馬給水井の耐震化事業については、実施時期が補助採択期間外となっている。

事業計画の見直しを行う場合には、補助金の採択期間も考慮に入れて検討を行うべきである。

② 耐震化率について

【意見】

平成 24 年度末の耐震化率は、浄水場 53.0%、ポンプ場 87.4%、調整池 37.1%であり、浄水場と調整池の耐震化率が低くなっている。浄水場については現在実施している綾瀬浄水場と相模原浄水場の耐震補強工事が完了し次第、耐震化率は 100%となる見込みであるが、調整池については平成 27 年度の目標値も 53.8%にとどまっている。

災害時等に構成団体が給水停止した場合の応急給水は調整池において行われる。調整池は、およそ 3 日分程度（1 人 1 日あたり 3 リットルを要すると仮定した場合）の応急給水量を備えており、地震災害時に送水施設の拠点となるほか、応急給水の拠点となるため、早期に耐震補強を完了させる必要があるといえる。

企業団では、平成 32 年度に計画していた西長沢浄水場沈でん池・ろ過池及び浄水池と、伊勢原浄水場調整池（1）の耐震性能の再評価を今年度に前倒して実施するなど

して対応を図っているが、構成団体とも協議の上、さらなる計画の前倒しを検討されたい。

(6) 管路等保全対策

① 老朽度調査の実施と管路更新の必要性に関する検討

【意見】

平成 20 年度から平成 24 年度までに、管路の老朽化が原因と考えられる漏水が 4 件発生している。このうち 3 件は、竣工後 30 年以上が経過している酒匂川系統の送水管路において発生している。なお、4 件ともに送水停止には至っていない。

平成 25 年 4 月現在、管路総延長 263km のうち、法定耐用年数 40 年を超過した管路は約 8.6km あり、経年化率は 3.3% である。しかし、平成 26 年度以降急速に経年化率が増加し、経年化率は平成 26 年に 10% を超え、平成 28 年には 20%、平成 29 年には 30% を超えるとの試算がなされている。

企業団では、現在、学識経験者並びに（公財）水道技術研究センターとともに実質耐用年数（老朽度）と耐震性の評価手法や事業費の確保を踏まえ、管路更新をいかにすすめるべきかといった検討を行っている。

今後の急速な老朽化に備え、中長期的な管路更新計画を早期に策定することが望まれる。

② 導水管及び管補修資材等の備蓄について

【意見】

企業団では、神縄・国府津-松田断層帯を震源とする地震に備えて、導水管をあらかじめ製作し、飯泉取水管理事務所内の防災倉庫脇に備蓄している。また、開削で施工され、かつ構成団体からの応援が困難な路線を対象として、相模原浄水場及び伊勢原浄水場に管補修資材（カバージョイント）の備蓄を行っている。

しかし、大規模地震などにより複数箇所での漏水が起きるような不測の事態に対する補修資材の備蓄については、今後の課題とされており、現在のところ対策や計画が策定されていない。

大規模地震時における漏水は、長時間の断減水を生じさせ、水道利用者に多大な影響を与える可能性がある。現在行われている神縄・国府津-松田断層帯を震源とする地震対策等にとどまらず、大規模地震時における早期復旧対策についても、早期に検討を行うことが望まれる。

7. システム関係について

(1) 情報システムを統括する組織について

【意見】

企業団では、制御系ネットワーク、情報系ネットワーク及び事務系ネットワークのそれぞれにおいて業務主管部門が情報システムの管理・運用を行っており、長期的な情報システムの更新計画・費用の見積り等も各主管部門で作成され、情報化推進委員会の承認を経て計画が実行されている。また、事務系システムはおよそ5～6年、制御系システムはおよそ15年周期で情報システムの大規模な更新が行われ、制御系システムにおいては毎回15億円程度の更新費用を要すると見込まれている。

企業団全体として最適かつ効率的な情報システムを構築し、各情報システムの更新の平準化等を検討するための全組織的な情報システム統轄部門等を設置し、全体計画及び情報システム管理・運用の維持・向上を図ることが望まれる。

(2) 情報セキュリティ実施手順について

【意見】

企業団では、神奈川県内広域水道企業団情報セキュリティポリシー（平成22年4月1日改正。以下「情報セキュリティポリシー」という。）において、「企業団が保有する情報資産並びに情報資産を取扱う職員及び外部委託業者を対象とした情報資産保護のための基本方針」を掲げている。また、情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の管理手順及び業務遂行に係る手順等を明記した情報セキュリティ実施手順を定めることと明記されている。企業団では、情報セキュリティ実施手順を情報システムごとに策定しているが、人事システムなど一部の情報システムにつき当該手順が策定されていない。

情報セキュリティ実施手順を作成すべき情報システムを再確認のうえ、実施手順を整備されたい。

(3) 情報資産の分類について

【意見】

情報セキュリティポリシーにおいて、「情報資産は、情報の機密性、完全性及び可用性を踏まえ、その重要度に応じて分類するとともに、的確に管理する。」旨が明記されている。企業団では、情報システムごとに策定された情報セキュリティ実施手順において、当該情報システムに係る資産分類を定義している。

企業団の情報セキュリティポリシーにおいて、情報資産は「ネットワーク及び情報システムの開発と運用にかかる全ての情報並びにネットワーク及び情報システムで取扱う全ての情報をいう」と定義されている。

上記企業団の情報セキュリティポリシー及び厚生労働省健康局水道課より公表され

ている水道分野における情報セキュリティガイドライン（第3版 2013年6月）において、情報資産は情報システムに格納された情報のみならず、情報システム外の電磁的記録、書面もその対象に含まれることから、企業団で管理する情報資産を整理し、機密性、完全性及び可用性の観点から分類することが望まれる。

8. 神奈川広域水道サービス株式会社について

(1) 組織、人事について

① 住居手当の見直しについて

【意見】

自宅住居を所有する者に対して住居手当が一律5,300円支給されている。企業団では、構成団体のうち、神奈川県と横浜市が廃止したことから、平成25年8月に労働組合に対して廃止提案を行い、交渉中という状況になっている。

水道サービス(株)は、独立した1企業であるため、企業団に合わせる必要性は認められない。しかし、自宅住居を所有する者に対して支給することについて、その存在意義については検討されたい。

② 監査役の監査について

【意見】

業務監査及び会計監査については、手続一覧に基づいて実施(実施日 平成24年5月21日)されていたが、監査役による監査計画は作成されていなかった。また、平成24年4月から平成25年3月までに開催された取締役会(全12回)への監査役の出席状況は、8回という状況であった。

監査役監査における一つの重要な役割として、予防監査という考えがある。これは、いかにして会社の不祥事を未然に予防するかということである。監査役に監査が求められるのは不正や違法行為等の不祥事を発見するためでもあるが、より重要なのは、いかにしてその発生を防ぐかである。そのために、監査役には法的に強力な権限が与えられているのであり、会社法で出席が義務付けられている会社経営の重要な意思決定機関である取締役会には必ず出席すべきである(会社法第383条)。

また、一般的に小規模企業においては高度な内部統制の構築が難しい環境にあるため、不正リスクの高い項目に対しては、計画的に監査することが強く求められる。このため、実効性のある監査とするため、監査計画書の作成について検討されたい。

(2) 契約事務について

① 契約規程の整備について

【意見】

契約規程がないため、回議書を作成して金額に応じて上司の決裁をもらって契約の締結を行っているが、回議書作成の判断は過去からの作成の継続性や担当者の判断に依存しているのが現状であり、また駐車場の賃貸契約の締結については回議書などを通じた決裁が特に行われないまま契約が締結されている状況である。

契約規程を作成し、規程に基づく決裁権者の承認を得た上で、契約を締結する業務体制を構築することが望まれる。

② 契約台帳の作成について

【意見】

契約書については、本社と丹沢荘のそれぞれで保管されているが、契約台帳が作成されていないため、会社全体でどのような契約が締結されているのか一元的に管理できていない状況にある。

契約台帳を作成して会社全体で締結している契約を一元的に管理する体制を構築することが望まれる。

(3) 出納管理・会計処理について

① 預金管理について

【意見】

出納管理については、本社で行うこととしており、通帳等は基本的には本社で保管することとしている。しかし、かながわ西湘農協の定期預金口座（残高 10,000,000 円）の通帳は丹沢荘で保管されていた。

不正防止のため、定期預金は本社の管理部門以外では持たず、各部署には必要な運転資金を定期的に補充することが一般的であり、上記口座の通帳は本社保管とするべきである。

② 部門別損益表について

【意見】

部門別損益表は、部門ごとの業績を管理し、事業の意思決定を行うための内部管理資料として作成されている。

部門は以下のように区分されており、主として場所別に区分されている。

- ・ 第一事業部（小雀・相模原・西長沢・伊勢原の 4 部門）
- ・ 第二事業部（本社・駐車場・当直・宿泊管理・飲食売店の 5 部門）
- ・ 全社共通

第二事業部の「本社」部門の中に、収益事業である「施設見学案内事業」、「放射性物質測定事業」の収益が計上されている一方で、本社の管理的業務をしている人の人件費等の本来は共通費として扱うべき費用が計上されている。このため、「本社」部門の損益が意味をなさないものとなっており、「本社」部門の損益は意思決定上考慮されないものとなっている。また、本来は共通費として各部門が応分の負担をすべきものが、「本社」部門に計上されているため、「本社」部門以外の各部門の損益が実際を上回るものとなっている。

さらに、共通費のうち固定分が 50%、変動分を 50%と仮定し、固定分については 9 部門に均等で計上し、変動分については販売費及び一般管理費の計上割合で負担させて

いる。この方法によると共通費の計上割合が実際の負担割合とは異なり、適切な部門別損益が把握できない。共通費については、費目ごとに適切な負担割合を検討することが望まれる。

(4) 資産管理について

【意見】

固定資産管理は、経理事務取扱規程第 41 条に基づき、台帳（固定資産台帳、少額減価償却資産明細書、備品整理簿）の整備と保管を実施しているほか、決算事務及び税務事務処理細則第 4 条に基づき、実地棚卸を決算時に行っている。

実地棚卸の結果は、業務課の社員により業務課で保管している台帳と照合されるのが原則であるが、遠隔地である丹沢荘については、丹沢荘の社員により台帳との照合が行われる。

平成 24 年度においては、平成 25 年 3 月 29 日に実地棚卸が実施され、台帳との照合が行われている。また、平成 25 年度においては、平成 25 年 8 月 15 日から 8 月 29 日にかけて施設ごとに実地棚卸が行われている。

台帳のうち備品整理簿（3 万円以上 10 万円未満の資産を記載）について、平成 25 年 3 月 29 日に作成されたものと、平成 25 年 8 月 15 日に作成されたものを閲覧したところ、平成 22 年 11 月 6 日に取得され小雀技術課に配置されている液晶テレビ 1 台が、過年度において備品整理簿への記載が漏れており、平成 25 年 8 月 15 日の実地棚卸時に是正されていたことが判明した。

本件の場合、備品整理簿の記載誤りに気付き、備品整理簿が実態に合わせて正しく是正された点は評価できるが、正しく是正された事実、つまり、備品整理簿の記載内容に変更が加えられた事実が、現物を管理している現場から、台帳を管理している業務課に報告されていなかった点については、改善が望まれる。

以 上